

1 証明書の種類

	証明書の種類と手順	主な記載内容	申請に必要なもの	発行窓口
納税証明	納税証明書（200円 注：1）（市・県民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、特別土地保有税）	税目、納付すべき税額、納付済額、納期未到来税額等	本人確認書類（代理人の場合は「委任状」）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務総合窓口（本庁舎2階） ・ 市民課（本庁舎1階） ・ 市民税課久居分室 ・ 各総合支所 ・ アストプラザオフィス ・ （久居総合支所市民課）時間外証明書発行等窓口 ・ 各出張所
	完納証明書（200円）	滞納のないことの証明（注：3）		
	軽自動車車検用納税証明書（無料）	標識番号、納付日、証明書の有効期限等	本人確認書類（代理人の場合は「委任状又」は「自動車検査証（コピー可）」）	
住民税関係	所得証明書（200円）	所得金額		
	課税証明書（200円）	市・県民税額		
	所得課税証明書（200円） 【児童手当用 こちらです】	所得金額、所得控除金額、課税標準額、市・県民税額等		
固定資産税関係	評価証明書（200円 注：2）	土地家屋の所在地番、面積、評価額等	本人確認書類（代理人の場合は）委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務総合窓口（本庁舎2階） ・ 市民課（本庁舎1階） ・ 資産税課久居分室 ・ 各総合支所 ・ 各出張所
	課税標準額証明書（200円 注：2）	土地家屋の所在地番、面積、土地家屋の課税標準額等		
	公租公課証明書（200円 注：2）	土地家屋の所在地番、面積、固定資産税・都市計画税相当額等		
	評価額・課税標準額証明書（200円 注：2）	土地家屋の所在地番、面積、評価額、課税標準額等		

固定資産課税台帳の写し (閲覧) (200円) 【ただし、縦覧期間中 納税義務者のみ無料】	土地家屋の所在地 番、面積、評価額、固定資産税・都市計画税相当額等		・ 税務総合窓口 (本庁舎2階) ・ 市民課 (本庁舎1階) ・ 資産税課久居分室 ・ 各総合支所
住宅用家屋証明書 (1300円)	住宅用の家屋であることの証明	登記事項証明書 (登記簿謄本)、住民票など	・ 税務総合窓口 (本庁舎2階) ・ 資産税課久居分室
その他資産に関する証明書 (200円)	課税証明書 (固定資産税に関するもの) など	本人確認書類 (代理人の場合) 委任状	・ 税務総合窓口 (本庁舎2階) ・ 資産税課久居分室

注：1 納税証明書・・・1年度1税目につき200円

注：2 評価証明書、課税標準額証明書、公租公課証明書、評価額・課税標準額証明書・・・土地、家屋あわせて1通につき、10物件まで200円

注：3 過去2年間において滞納がないことの証明を必要な人、本庁収税課 (電話番号059-229-3135) へお問い合わせください。

2 窓口の開設時間

税務総合窓口 (本庁舎 2階)	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで (祝・休日及び12月29日から1月3日除く)
市民課 (本庁舎 1階)	
市民税課久居分室 (ポルタひさい 3階)	
資産税課久居分室 (ポルタひさい 3階)	
各総合支所 市民福祉課 (久居総合支所 市民課)	

アストプラザオフィス (アスト津 4階)	月曜日から金曜日 8時30分から20時まで土曜日、日曜日、祝・休日 8時30分から17時まで (12月29日から1月2日 除く)
-------------------------	--

(久居総合支所市民課) 時間外証明書発行等窓口 (ポルタひさい1階)	月曜日から金曜日 8時30分から20時まで土曜日、日曜日、 祝・休日 8時30分から17時まで (12月29日から1月2日 除く)
--	--

3 窓口で申請する際に用意するもの

1. 申請書 (窓口の備え付け、またホームページからダウンロードできます)
2. 窓口へ来られた人の身分証明書 (4 [本人確認について](#)をご覧ください)
3. 手数料
4. 委任状 (代理の場合)

以下のいずれかに当てまる場合 委任状が必要です。

- ・現在津市内にお住まいの人で本人および同一世帯の親族以外が申請する場合
- ・現在津市外にお住まいの人で本人以外が申請する場合 (証明書・個人単位での交付となります。)

4 本人確認について

津市で、個人情報の保護を図るため、申請受付時に申請者の本人確認をしています。

下表のとおり身分証の提示にご理解とご協力をお願いします。

(ア) この中から1点	【官公署発行の顔写真付身分証明書 (以下から1点)】 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード (個人番号カード)、在留カード、身体障がい者手帳…など国また・地方公共団体の機関が発行した身分証明書 (顔写真付)
(イ) この中から2点	【官公署発行の顔写真無身分証明書 (以下から2点)】 健康保険証 (民間の健康保険組合等を含む)、年金証書、年金手帳、介護保険被保険証…など氏名その他本人を特定できる記載があるもので、かつ、これらの書類と同等と認められるもの
(ウ) この中から1点と (イ) の中から1点の計 2点	【身分証明書 (以下から1点) + (上記イから1点)】 法人 (国また・地方公共団体の機関を除く) の発行する身分証明書 (顔写真付)、ほか氏名その他本人を特定できる記載があるもので、かつ、これらの書類と同等と認められるもの